4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月21日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「令和４年10月21日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）令和４年10月21日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により「令和６年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「令和６年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、「令和６年度那覇港航行安全支援業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「沖縄総合事務局開発建設部の発注に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成12年３月10日付け開管理第157－１号）の別紙－１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

4⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴２）の認定を受けていない構成員が4⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴２）の認定を受けていない構成員が当該業務に係る参加表明書の提出期限までに4⑴２）の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和６年度那覇港航行安全支援業務△△・□□設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

大手休憩所（仮称）新築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年６月28日

宮内庁管理部管理課長　久我　直樹

◎調達機関番号　008　◎所在地番号　13

1　工事名　大手休憩所（仮称）新築工事

2　工事場所　東京都千代田区千代田（皇居内）

3　工事内容　本工事は、下記の新築工事を行うものである。

構造　木造（北棟、南棟）、鉄骨造（渡り廊下）、鋼板製一体型水槽（ポンプ室）

規模　北棟　地上１階　建築面積　約1,773㎡　延べ面積　1,500㎡

南棟　地上１階　建築面積　約1,336㎡　延べ面積　約1,325㎡

渡り廊下１　地上１階　建築面積　約８㎡　延べ面積　―㎡

渡り廊下２　地上１階　建築面積　約５㎡　延べ面積　―㎡

ポンプ室　地上１階　建築面積　約14㎡　延べ面積　約14㎡

電気設備工事、機械設備工事、土木工事、庭園工事一式

4　工期　契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　令和６年６月28日から同年７月17日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１　管理部管理課経理係（電話03―3213―1111）内線3493又は3477

⑶　その他　特定ＪＶとして資格を得ようとする者に交付する。

6　競争参加資格審査申請書の提出

⑴　提出期間　令和６年６月28日から同年７月17日までの行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　共同企業体協定書の写し

②　下記7⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和６年６月28日付け支出負担行為担当官宮内庁長官官房主計課長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、令和６年７月18日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定ＪＶとしての資格

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。

①　内閣府における令和５、６年度の建設工事競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　内閣府競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,200点以上であること。）。また、特定ＪＶのその他構成員においては、総合審査数値が1,100点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,100点以上であること。）。

③　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

①　代表者は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アからウまで、並びにア、イ、エの要件の組み合わせで、それぞれを満たす工事（２件の実績は